



## 北海道商業史(1868－1926)：留萌篇(1)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 藤波, 信成 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00000508">https://doi.org/10.32150/00000508</a>

## 北海道商業史(1868—1926)

— 留 萌 篇 (1) —

藤 波 信 成

北海道学芸大学岩見沢分校商学研究室

Nobunari FUJINAMI: The History of Commerce in Hokkaido (1868—1926)

## 目 次

北海道商業史, 序	}	第二章 商業経営の発展と商業組織
第一章 明治初期の商業政策		一 商業の変遷と商業組織
一 明治前の開拓概況		二 金融機関と商業資本
二 村落形成と産業開拓		第三章 結 語
三 産業振興と商業政策		

(以上本号)

## 序

北海道の開拓は明治維新を契機として国家中央集権の強力なる近代的拓殖経営により、日本経済に於ける資本蓄積増大、即ち資本主義化発展の原動力となり得べき資源の開発及び国防による植民政策の一環として行われたものである。然し当時の開発政策の中心は専ら原始産業の農漁鉱に依存せしめ、これを推進せしめたが、本道産業の後進性は本州に較べ甚だしく劣り、ここに於いて政府は近代的国家企業により、此等を補填し、着々と生産様式を近代化する事に成功したのであるが、国家財政の貧困は官営企業を民営に切換えざるを得ない現状に至り、1881年民間払下げと共に資本家の手に委ねてしまったのである。それ故本道資本の発達には道外の巨大資本に圧せられ、資本支配下に於ける開発は特定の資源のみに集中し、本道全般の開発に行渡らず、顧みる事がなかつた。故に本道の開発は狭められ、昭和の時代に移つたのである。ここに於いて本研究が1868年より1926年迄とした所以は、本道の特色として当時代が最も資本主義発展過程を把握するのに容易である事と、第一期拓殖計画が大正末期迄強力に推進され、各産業の生産様式が近代化された。この二つによるのである。然し留萌管内の明治大正間の資料が乏しい事と、終戦時に於ける各支庁及び市町村の産業統計資料の焼却により、資料蒐集が不可能に思われたが、あらゆる文献と開拓旧家の日記帳及び大福帳に依り、これ迄研究されずにいた当時代の商業史に力を注いだのである。即ち商業史の中心課題は資本主義経済の発達過程であつて、商業の時代的変遷殊に商業資本と商業組織並びに商業経営の発展について批判検討しなければならず、本道の総合経済の抽象的研究の立場より一步進んで留萌を主体とする個別経済社会の具体的研究に主眼を置いたのである。即ち此分析は事実的経過を明確に示すものである。この研究は29年度文部省科学研究助成金による北海道商業史空知篇からの継続である。

## 第一章 明治初期の商業政策

## 一 明治以前の開拓概況

蝦夷地の漁業が沿岸漁業として産業振興に大なる貢献をなし、本道商業の礎をなすに至つたの

は松前慶広時代に於ける藩知行制度の確立と、矩広時代に於ける場所の設定及び請負人の誕生である。此等は益々商業の機運を高めると共に以前に於ける和人と蝦夷の交易及び奥羽地方又は樺太山根地方の交易が助長発展され西蝦夷地開拓の起因となつた。即ち場所の拡張と漁場の整備は、藩の経済的建直しと植民政策を推進し、又天明年間の奥羽地方の大凶作による影響とはいえ、蝦夷地への移住は夥しく、ここに道北西部の開拓に一大曙光を齎すに至つた。一方政治的には蝦夷近海に当時は外国艦船の出没多く、藩として又幕府としても等閑にする事が出来ず蝦夷地の測量に従事すると共に、辺防と露国の南下侵略に備える万全策を講ぜねばならなくなつた。此等の措置は必然的というものの工藤平助の赤蝦夷風説考、林子平の三国通覧図説及び海国兵談、本田利明の蝦夷私考等の著書相次いで世にあらわれ、世論の昂りと共に幕府をして辺防の開拓に力を致させたと言わなければならぬ。即ち幕府の蝦夷開拓の重要性の急務と東蝦夷地、千島樺太等の調査及び測量が実行され、従来の楽観的及び退嬰的<sup>1)</sup> 蝦夷経営方針を一変するに至つたのである。斯様な外政的問題と相俟つて内部的には藩政の腐敗と寛政初年の蝦夷の叛乱が藩の威信を失墜したのである。この機に臨み幕府は、寛政11年東蝦夷地を直轄となし、西蝦夷地は従来通り松前藩に属したが、その施設その他経営に乏しく結局幕府の支配下と同様であつた。文化3年3—6月迄幕府目付遠山金四郎、勘定吟味役村垣左太夫は西蝦夷を巡視し、西蝦夷日記に留萌の事を載せたのもこの時である。文化4年収公され全蝦夷地は幕領となり、文政4年の23年間は留萌天塩沿岸は幕府の直轄となつた。その間蝦夷の開拓は道路開鑿に<sup>2)</sup> 向けられ、又一方殖産興業に力を尽し農業牧畜、林業等の技術的大改善による産業の振興を計ると共に西蝦夷地に於いては漁業がその中心となりその発展促進に勉めたのである。蝦夷の商業が漁業に依存したのは農業及び鉱工業製品の生産技術の低下と産物の不足が本道和人の生活に大きく左右され本州との交易を全儀なくせしめた。然し此等の事実は農工業より漁業の生産方法が優れていたとは思われず、漁獲の利が他の産業より大であつた事は漁場に恵まれていたと見るべきである。この本道交易を発展助長させたものは商業者としての出稼人及び土着の商人であるが、中でも近江商人を除いて無くその商業技術と忍耐力は他に他の追従を許さず1786年(天明6年)佐藤吉六郎の提出書中に見られる如く、当時の富商17名中11名が近江商人なる事を述べている。又商業の助成的機能としての問屋(1722年)及び小宿(1739年)が福山に次いで箱館江差にも設けられ、その発展は目覚ましいものがあつた。即ち本道交易の産物中<sup>4)</sup> 移出品の第一は漁獲品で獺獲品、木材であつた此等の漁獲品の中悉くが留萌天塩沿岸より獲れるものである。又此等商品の取引地は主に奥羽地方北陸道諸国並びに小浜敦賀の二港を経由して京阪地方に移出されたが、その個々についての資料がなき為、当時の交易の詳細を知る事が出来ないが敦賀貿易史稿及び遠目鏡(天和2年)<sup>5)</sup> に当時の一部を偲ぶ事が出来る。移出品の中代表的なものは鯨、鮭、昆布の三種であり、肥料としての干鯨は南部津軽出羽北国地方より近江に亘つて使用され鯨鱈は全国に使用された。昆布は正徳、享保の頃松前物産問屋で昆布屋伊兵衛が居り、宝暦以後益々盛んとなり、安永、天明の頃には数軒の昆布問屋が出来程であり、又長崎交易品である煎海鼠も大阪の俵物請負商人に渡されていた。交通の進歩は市場を次第に開拓し大阪は松前の重要な市場となつた。これに較べ江戸の取引は木材塩鮭の移入稍増加したとはいえ、大阪の比ではなかつた。本道の移入品は主食及び日用消耗品、備品等多くの種類<sup>6)</sup> 及び米は享保の初頃一カ年の移入高三万石余で其移出地(津軽秋田庄内)を主とし北越其他から入る事もあつたが、それ以外松前藩が酒田で幕府から年々米4,500俵の払下げを受けて居た商品の殆んどが西廻航路に当る諸港から移入され、江戸からは未だ重要な商品の移入はなかつた。一方蝦夷と国外との交易も古く樺太山根地方との交易<sup>7)</sup> もあつたが、此等の交易をより発展させ漁業の振興に役立つ事は請国との貿易であつた。即ち長崎より請国に輸出していた銅の生産が減少した為幕府は銅の輸出を減じ、その補頭に他の商品を充てる事になり幕府は

1739年11月松前藩に命じ煎海鼠を長崎に移出<sup>8)</sup>させ、又幕府は1741年昆布百万斤を長崎の松田善蔵に売る様に命じた為移出高も漸次高まつた。1754年長崎俵物請負商が昆布に400両煎海鼠白千匁に400両の運上金を納め松前藩にその買受を請い許可されたが、事実上買集は近江商人に任された。その後1765年長崎商人の直買となつたが前貸金が買集人の負債となり固定化する傾向があり、幕府は1785年改革の要に迫られ全国俵物買入を官營とし、箱館に会所を設け普請役が来て買入の事になり長崎会所直買入となつたのである。此時代に於ける金融は、本州の商人が利益を独占し本道の事業を営むと共に利益金を郷里の本店に送り、残りを士族及び漁民に融通し漁民の貸付法を仕込若くは仕送りと言い経営資本は勿論生活費迄前貸とし、収獲物を一切商人に委託販売させその売上高より元利を控除する方法がとられ、金利は松前時代末期に於いては普通貸借は一カ月10両に付金1分(年利3割)乃至20両に付金1分(年1割5分)であり、蝦夷地出漁者及び其他漁業者の仕込は一期間利子4割が藩令<sup>9)</sup>で示され、又質物は其期限6カ月以内利子は一カ月4分とし、盗難、火難等に罹つた時は両損たる事が質屋規定に記され、為替も<sup>10)</sup>当時発達し豪商は松前と江戸、大阪等に店舗又は取引先を有していたので為替は非常に便利であつた。当時の貨幣は1617年以来砂金が数10年間多量に産出された為砂金が流通し、砂金7匁2分を慶長小判壹両に砂金1匁8分を以つて金1分(1両の1/4)に打換されたが、後砂金が減少した為その通用を廃し、一般貨幣として金が用いられ金貨の流通により銀貨は通用せず、金と銭の比率は1717年松前蝦夷記に砂金1匁を長銭120文と記し、金1両(砂金7匁2分)に長銭3貫24文の相場であり、1739年北海随筆には砂金1匁を銭600文金1両に銭4貫320文の相場で、其後一定して或る部分の計算例えば鮭、塩、金、引苧等の売買の際に於ける立金及び沖口収税中の砂金名目のもの等に用いられ変更されず、之と共に他の部分の計算に時相場を使用した為、時々変動があり、前幕領時代に金1両を銭6貫800文<sup>11)</sup>と定めたものである。然し1799年以来鉄10,000貫文を江戸より廻送したので蝦夷地に初めて銭が流通し、従来 of 交換と勘定の不便を解決し又交易の方法も従来 of 弊害を一掃し、相場を変更せず産物の粗悪品及び秤樹等を正し正常な交易を推進せしめた。然し此銭の通用を拡大し金銀銅の通用金の鑄造及び銀札を發行すべき造幣策もあつたが、幕府は金銀銅の流出を恐れ、蝦夷地に鉄銭以外の通用を許さず、和人の蝦夷出稼商業者の産物買取相場は時価で、蝦夷の相場と異なつた。即ち蝦夷の買入値段は従来玄米を標準とし、交易比率は玄米1升56文と換算されたが、此等は東蝦夷地に於いて施行され、西蝦夷地に於いては以前として玄米の数量で換表されていた。又此時代は東蝦夷地に於いて官營の商業<sup>12)</sup>が行われその機関として1799年会所を江戸及び箱館に設置し、全国主要地に御用扱町人を置き各場所の仕入物は毎年10月限り奉行所が収集め会所掛が検査し調役一同認印した後、吟味役に差出し認可を経て御用聞は注文品を注文先別に諸国に分配した注文帳を作り、同じ上司の検閲を受けて注文を發し、その貨物を箱館に輸送させ之を倉庫に入れ、蔵出の都度払帳に記入の上送状に直段帳を添え各場所に發送したのである。文化2,3年の会所総仕入高23,000~24,000両で金額の最も大なるものは大阪で、これに次ぎ江戸、箱館、敦賀、越後の順ですべて2,000両を超えていた。民間商業も官營の商業の為一時打撃を蒙つたが、東蝦夷地幕府の直捌となるや産物は凡べて函館に集散され、従来 of 集産地福山は大被害を受けたが、その後直捌廃止となり、東蝦夷地場所は福山箱館の請負となつたが、新興箱館商人は福山商人の比でなく漸次商業の中心は福山に移り、幕府は箱館の商人高田屋嘉兵衛をして東蝦夷地最大の産産地を請負させたので、商況は回復するに至つた。然し天明以来の凶漁の影響は各漁場に波及し衰退したが、文化5,6年の漁況の回復と共にその後漁場は並列して發展するに至つた。その後天保5,6年の大凶作は奥羽地方及び松前より多くの人々を神威岬以南に移住土着せしめる動機となつた。天保8年(1837)には移住者が特に多く部落を形成するに至り商店、髮結、按摩等を開業する者があつた。天保11年(1840)松前藩は増毛場所請負人伊達林右

衛門、留崩場所請負人栖原仲藏連名で請負場所内に漁民の出稼許可出願に対し許可したので、出漁民は他と同様漁獲物の20%を請負人に納め自由に福山、江差に送り販売出来る様になり、ここに於いて漁場は拡大し産物も多くなり商況<sup>12)</sup>は著しくなつた。一方これに反し東蝦夷地の根室、国後、択捉の漁場何れも不漁で1841年西蝦夷地10,600余両、東蝦夷地6,900余両の運上金であつた。又1854年西蝦夷地10,800余両、東蝦夷地8,400余両でその他の上乘金差荷等の雑税は悉く西蝦夷地に課せられ、西蝦夷地漁場の優位性を示している。1855年箱館奉行は沖口に入出入する商品の課税を前幕府時代に復し、又同年より実施の酒役の30%、魚油役の35%、免除及び沖口移入品2%口銭等商業振興策をとると共に、一方では貨物出入取締を嚴重に勵行したが悪弊があり、1856年9月大改革し問屋取締役を設け町年寄を任じ、各場所荷物送状は勿論積合荷物改方売捌荷物入札等にも立会せ従来問屋其他から沖口番所に提出する願書に問屋頭が奥印したのを改め連印させ、奥印は問屋取締に為さしめた。然し此等の行為は船手(船で来る商人)が困るので沖口口銭(問屋口銭と混同する為1860年閏3月沖口役銭となる)は売買価格より一割下げた価格を基礎として上納させ、更に産物会所<sup>13)</sup>を江戸(1857年)大阪(1858年)兵庫出張所、堺(1861年)敦賀(1862年)及び京都売捌所を設置し、此会所は箱館裁判所の時には生産会所と改められ、開拓使時代には又産物会所となる。此等は箱館奉行の財政政策の一貫として施行され、又問屋、小宿も安政年間に入り福山に15軒、箱館10軒、江差13軒の問屋及び福山に19軒、箱館に9軒、江差に4軒の小宿あり、問屋は官許を得た株式で譲渡は禁ぜられていたが、事実売買が行われ襲名して出願すれば許可された。又小宿株式は売買が許され譲渡の届出で認許になり、その他の株式には質屋、遊女屋、湯屋、旅人宿、酒造、髪結等があり、その他の商売には何の制限もなかつた。然し蝦夷交易は各場所請負人以外行ふ事が出来ず、産物は請負人より福山、箱館にて船手に売渡し、又は場所渡しの約束をなし予め代金を受取り、荷物切手を交附し場所にて産物を渡したが、問屋は何れの場合に於いても売買の仲介をなし、価格を定めて口銭を得、又交易は貨幣の通用を許して物々交換となし、米を標準として定められ玄米<sup>14)</sup>1升56文となし、年1回の差引計算を行い事実上貨幣の流通は殆んど見られなかつた。一方為替も江戸、大阪、京都、庄内、新潟、敦賀等各地に取組まれた。以前は手数料も殆んど要する事がなく、後幕時代の末期に至つてはじめて箱館に於いて100分の2と定められ荷為替はなかつた。金利は前幕時代と変わりなく、信用ある短期貸借は無利子無証文で普通貸借1割5分及び3割であるが、漁民に於いては非常に高く低当物権も子供自身、夫婦等を書入れるものがあつた。当時の金融も無尽、頼母子講等があり、又慶応2年金融会所誕生し年4回掛金を出し、金子を出願者に貸与していたが利子は不明である。質屋も天保年間迄4分の利息であつたが、その後3分となり慶応2年物価高騰の故を以つて4分に復するに至つた。又新銭の価格の変動も激しく前松前時代の金との交換比率も前幕時代には他地方と平均され両替6貫800文と定められたが、その後6貫500文と下落したが箱館、江差の定相場は依然と6貫800文を割らず(天保14年5月)1843年に両替6貫560文となり、弘化に入り6貫400文となつた。然しこの下落も慶応時代に入り天保当百銭及び文久銭移入してから更に拍車がかかり物価漸次騰貴し、慶応元年3月箱館の下り荷物は前年より1割5分、亦秋には白米1升480文、味噌1貫匁銭貫50文となり、同2年5月米価高騰し箱館に於いて白米1俵金4兩以上となり、秋に奥羽地方凶作の為1俵6兩余となつた。此等物価騰貴の為明治元年(1868年)5月箱館裁判所は両替銭13貫600文となしたが、その後支那米の輸入は米価を下落せしめると共に物価は安定するに至つた。

道北西部の、史的開拓の足跡は1590年前後を以つて曙光を見るに至つた。即ち前松前時代<sup>15)</sup>に於ける松前慶応の藩政の建直しと、これに伴う経済的基礎確立は緊急となり、松前矩広の頃、藩知行制度の創始と共に場所の設定及び場所請負人<sup>16)</sup>を生み、この期に至つて漁場開拓の足跡が西蝦

夷地に及んだのである。然しこれ以前よりこの地に於いては夷人の貢租が行われていたが、それ等は史的発展に大きな価値を見出すに至らなかつた。若しあつたにせよ歴史的事実の記録もなければ、それを実証する資料も未だ一つとして現われていない。1635年(寛永12年)松前公広が増毛、留萌を家臣下国兵太夫に苫前、天塩を松前貢に支配せしめたのである。故にこの地の歴史的祖は此両氏に負うのであるが、此両氏は徒らに此地の夷人との交易に終始し、その後に見られる今日の漁場の開拓と産業の発展は村山伝兵衛事跡調書<sup>17)</sup>に見られる如く、村山伝兵衛<sup>18)</sup>その人によらねばならぬ。留萌漁場は世襲的に村山家がこれを継ぎ、1790年(寛政2年)には更に樺太漁場の開拓に力を尽したのである。然し1796年(寛政8年)4月松前道広の専制の為、宗谷、斜理、樺太の三場所の請負を免ぜられ、これに代り板垣豊四郎支配人となつた。伝兵衛は同年又増毛、苫前の秋味(鮭)請負をも免ぜられ、伊達浅之助に代り漸次各漁場を失ひ、往年の蝦夷地に於ける唯一の巨商の地位を失うに至つたが為、本道の経済界の混乱と打撃の被害は甚大にして、これに較べるものなく当時の藩政の欠陥とはいへ惜みても猶余りある。その後1840年増毛場所伊達林右衛門及び留萌場所栖原仲蔵連名にて請負場所内に於ける出稼許可の出願をなし、許可されて以来出漁民は漁獲物を福山、江差に自由に販売<sup>9)</sup>する事が出来る様になり、商業の発達と共に漁場は益々拡大するに至つた。即ち村山家により開かれた漁場が基礎となり、栖原家は留萌沿岸漁場の隆盛を齎したが、我々は村山家が栖原家へ場所請負人を如何にして引渡したものか、又村山家が留萌場所請負人を樺太漁場開拓の為に栖原家に譲つたものか、それを証する何物もない。ただ1786年六代目栖原角兵衛は松前藩より天塩沿岸及び天売焼尻の場所請負人及び1787年留萌、苫前の全部の請負を命ぜられて居り、1809年幕府は樺太の請負を栖原三右衛門、伊達林右衛門に命じている。斯様に栖原、伊達等による漁場の進展と共に一方安政年間に入り愈々対外的関係は政治問題と絡み、遂に1858年北米合衆国と和親条約が締結、直ちに同年6月箱館奉行所<sup>19)</sup>が設置され、対外的処理一切をなし、蝦夷地の警備に奥羽の南部、津軽、仙台、秋田の四藩をこれに充て、後に庄内、会津二藩にも蝦夷地の一部を与えられ、庄内藩は留萌附近にあり防備と開拓に当つたが、此地方の管轄は幕府に直属する箱館奉行の監督下にあつたが、支配はあくまで庄内藩で産業としての漁業の影響は大きく、特に栖原漁場は経済の中心をなしていたのである。1855年以来土着民及び和人の人口移動も漸次殖え漁場は益々活発となり、又庄内藩は警備と開拓營農に勤め、賢別、茅原の二村を開墾し、又増毛は1859年秋田藩、苫前は1860年庄内藩士小石川兵衛により、小平1782年、天塩1804年等栖原角兵衛の漁場開拓は今日の史的発展に大なる貢献をなすに至つたのである。

## 〔註〕

- 1) 松平定信は中井竹山、中井履軒の蝦夷地の消極策を一時信じ天明度の蝦夷経営計画を中止し、只御救交易に依り蝦夷人の懐柔に努め、事業による利益を幕吏の蝦夷駐在の費に、北地の監察に当らせた。寛政4年露国使節の来朝も意を変える事なく徒に露国の南下は侵略にあらず交易であるとし、松前藩を信頼して幕府の警備は津軽南部の海岸迄となした(新選北海道史第二巻通説 pp. 399~400)。
- 2) 1798年(寛政10年)幕府勘定近藤重蔵は下野源助(本名木村謙次)等を指揮して十勝場所ルベシベツからビタタムンケに至る山道を3里弱開墾、これが本道道路開墾の嚆矢なり。1799年(寛政11年)水越源兵衛、最上徳内、中村小市郎、小林卯十郎等をして工事を担当、使番大河内政寿が類似に出張類似山道(類似—幌泉)3里弱、猿留山道(幌泉—ビタタムンケ)1799—1800年(釧路仙鳳路)9里余、礼文華山道(長万部—虻田) (1790—1800 第一次竣工) 1806年(仙鳳趾—厚岸)(岩内—余市)文化3年遠山、村垣二氏が西蝦夷地巡検の調査後1809年岩内場所請負人菊地新左衛門、古宇場所請負人福島新左衛門、余市場所請負人柏屋喜兵衛の3人が幕府の意を体し各番人をし人蝦夷24人を出し開墾、千歳越(勇払—勇払沼—ヒビ—千歳—千歳川—石狩川—石狩)1808年雨竜越留萌場所の支配人山田屋文右衛門が蝦夷を使い開墾、(留萌場所—ヌブシャ—尾白利加(現在新津川町と雨竜村の境界)約25里、—石狩川—江別太→千歳→石狩 後魔道、網走越(1807—1810)約46里、斜里越約37里余(同上 pp. 427—428)。

- 3) 1759年福山問屋大黒屋茂右衛門、大津屋武佐衛門、中島屋喜右衛門、広島屋卯右衛門、阿部屋喜兵衛、川内屋久兵衛、近江屋忠右衛門、塩越屋作右衛門、蓬萊屋忠左衛門、種倉屋治左衛門、1748年5月箱館問屋6名、小宿16名許可、若狭屋宗太郎、角屋太郎右衛門、亀屋武兵衛、秋田屋喜左衛門、長崎屋半兵衛、浜田屋兵右衛門、江差の問屋株小宿株が許されたが起源不明(同上 p. 223)。
- 4) 開鯨、身欠鯨、鯛鯨、干鯨、塩鯨、塩鯨、串貝(鮑を串に貫いて乾燥したもの)煎海鼠、右焼鯨(焼石で油を取った鯨)干海鼠、魚油鯨鯨皮、昆布鷹、真羽、臘虎皮、臘豚臍、海豹皮、熊皮、熊胆、鹿皮、生鶴、塩鶴、寸甫其他木材、椎茸、エブリコ(針葉樹に生ずる薬物となる)(同上 p. 224)。
- 5) 寛文年間敦賀に移入された松前物(近江商人の荷所荷は恐らく此の外であつたろう)は一箇年金額1,500兩程で其品は昆布、干鯨、塩引、串貝、煎海鼠、鯨、鯨、数の子、臘豚臍、生鶴真羽、塩鳥、皮類の13種であつた。当時の敦賀には松前藩船の船宿2戸、松前物問屋3戸、江差宿2戸、昆布問屋3戸があつた。(同上 p. 224)
- 6) 米、味噌、醤油、塩、酒、麴、茶、煙草、呉服太物、綿、紙、蠟燭、金属器、漆器、漁網、麻繩、筵、其の他種々。
- 7) 樺太島との交易は専ら宗谷海峡の南北に於いて蝦夷の間に行われ、又樺太蝦夷は山韃地方の土民と交易してこの方面から支那の古衣、織物(蝦夷飾と呼ぶ)虫巢玉(樺太玉と呼ぶ)等が移入され数量は多くなかつた。福山秘府は1485年北夷から銅雀の瓦硯を出した事を記し、1593年蛸崎慶広が徳川家康に謁した時、樺太から伝来した道服を着て居た処家康が非常に珍らしがつて懇望したので即座に脱いでこれを贈つたと言う。新選北海道史第二巻通説(p. 68)
- 8) 松前藩は元文5年秋、煎海鼠440本(1本130斤)、串鮑844、東昆布6,000駄、身欠鯨3本(1本4,000入)、石花菜5本(1本8貫目)、シウリ貝6本(1本100斤)を長崎に送つたが、順風ならず翌寛保元年に着いた。(同上 p. 226)
- 9) 一、金銭貸方利息覚之儀正金拾兩に付壹ヶ月壹歩尤大金貸入之節は金參拾兩に付金壹歩迄に可レ致候尤蝦夷地仕込の利潤並魚非取船仕入貸之儀四割之制之  
月十二日(明和5年12年法令の次に載す蓋し同年以後のものである)
- 10) 為替手形之事(松前福山諸掟)(同上 p. 229)  
一、金貳拾兩也  
右之通為替金於当地板垣豊四郎殿より儘に請取申候。右代り金此手形引替に御同人に御渡し可レ被レ下候以上  
寛政十一年己未年十一月七日
- 松前伊達店 吉田林右衛門
- 松前捨治殿  
○戸木三郎兵衛殿(○此二人は江戸伊達本店支配人)(同上 p. 231)
- 11) 米、味噌、其の他の諸品を買入れ是を直搦地の各場所に輸送して蝦夷若しくは出稼人に供給し、又蝦夷若しくは出稼人から産物を買取つて之を他に販売する事業を官自ら行つたのである。(同上 p. 502)
- 12) 岩内では天保の飢饉以前には和人の移住者20余戸に過ぎなかつたのに嘉永年間には500—600戸となり海岸畔を連ねるに至つた。又古宇磯谷歌葉、寿都、嶋小牧の諸場所も100—200戸の聚落となる。(同上 p. 576)
- 13) 従来蝦夷地の産物は箱館、福山、江差より検査の上移出していたが其検査が緩慢であつた為移出高も精確に知り難く且つ外国船が来港し密貿易の憂ある為、此等を取締る為江戸、大阪其他諸国に箱館奉行附属の会所を設け官吏を置き其の他の問屋等の中より相応な人物を選んで用達とし、江戸、大阪、箱館の3ヶ所で統轄し箱館及び福山からの船舶貨物を取締り貨物売捌の100分の23分(従来諸国問屋の口銭は100分の100分の3~10であつた)を上納させ諸費用を引去つた残りを以て蝦夷地の警衛並に開拓の費用に加入へたい意向から幕府の許可を得て前幕領時代の産物会所にならつて設置された。(同上 p. 738)
- 14) 前幕時代に鉄銭を通用したが後松前時代に廢止したがが交易上不正多く箱館奉行所は鑄造を必要とし1856年2月藩府に稟請し6月上申して許可を得11月箱館谷地頭に銭座を設け同4年2月より鑄造し同年閏5月通用を開始同5年11月迄に11万650貫文を鑄造箱館通宝と称し引替人は両6貫950文を以て下附し兩に付6貫800文で兩替、他銭と新銭の引替は6貫900文を以て新銭6貫800文となした。(同上 p. 743)
- 15) 1590年(天正18年)蛸崎慶広上京し豊臣秀吉に謁し蝦夷島主を以て遇せられ、安東氏の配下を脱して独立してより1799年(寛政11年)松前章広の時代に幕府が蝦夷を収公する約200年をいう。(北海道史年譜橋本堯尚 pp. 8—18)
- 16) 請負人は請負場所に連上屋を設け支配人、帳役通詞番人等を遣し、米、酒、麴、塩、煙草、鍋、小刀、針、古着、反物、糸、漆器、樽、耳環、煙草管等を送り蝦夷が漁獵して獲た所の品物及び手工品を交易した。但し輕

物と称せられた熊皮、熊胆、鷲尾、狸虎皮、海豹皮、臘肉臍、エブリコ、山韃綿玉等は幕府献上となつたので、請負人の交易は許されなかつた。又交易には一切金銭を用いず物と物とを交換し米を以て諸品の価値が定められ、米一俵を単位とし最初二斗入であつたが、8升が定量となつた。1688年水戸の快風丸が石狩に来た時米一斗二升が生鮭100尾が当時の定法1790年家老松前左膳等の陳述によれば米一俵8升入に付、干鮭、干鱈は各7束(一束20尾)生鮭は5束であつた。

- 17) 「寛延三年より宝暦5年に当るまでの6年間留萌、宗谷の漁業に尽力し手船数艘を備え、鋭意出産物を輸送せり、此頃海鼠の漁法皆三本銚を用ふるが故収獲僅々のみ伝兵衛これを憂へ漁法に精しき者を撰抜し往蝦夷人に伝習せしむ是より大いに収獲を増せり」留萌町史(p. 12)
- 18) 初代伝兵衛は始め伝大夫と称し能登国羽咋郡安部屋村に生れ松前に移住(時代不明)し、松前藩士工藤八郎右衛門に寄寓し同藩船頭古谷勘左衛門の娘れんを養母として一戸を構えた。屋号を阿部屋印を(㊦)と称した。数艘の船舶を所有して貨物を運送した。寛延3年(或は宝永3年といひ又は宝暦3年ともいう)より宝暦5年まで西蝦夷地宗谷、留萌の二場所を請負いアイヌに網の製法及び海鼠曳具の使用を教へて大いに漁獲を増した。同7年4月歿した、年75。(北海道史人名辞典第4巻 p. 143)
- 村山家は明治維新迄7代に亘つて西蝦夷地開拓特に漁場に貢献し、殊にその手腕力量頗る優れ留萌管内は勿論本道の産業発展に寄与した事は他にその比なく、7代中最も傑出してゐたのは初代と三代で基礎を固めたのである。
- 19) 箱館奉行支配の属吏は組頭、組頭勤方、調役、調役並調役下役元、調役下役、同心組頭、同心、足輕の順序で外に通弁、在住、雇、雇医師で、前幕領時代と異なる所唯吟味役の名を組頭と改め又安政6年4月調役下役を改めて定役とした2点である。
- 箱館奉行は蝦夷地に役所を置き調律下役に同心、足輕を添へて在勤せしめ主要地に調役を在勤せしめてこれを統轄し組頭は各場所を巡回して其政務を見た。

調役在勤地(各下の諸場所を受持つ)

室 蘭  
様 似  
厚 岸  
国 後  
扱 掬  
寿 都  
石 狩  
留 萌  
宗 谷  
久春古丹二名

調役下役在勤地

山越内、フレナイ、室蘭、白老、勇払  
沙流、静内、様似、幌泉、十勝  
釧路、厚岸、根室(但し調役下役元)  
国後二人  
扱掬三人  
久遠、瀬田内、島小牧、寿都、岩内  
古平、余市、小樽内、石狩  
浜益、増毛、苫前、天塩  
宗谷(但し調役下役元)斜里  
久春古丹四名 (新選北海道史第二巻通説—pp. 628—629)

- ① 新纂北海道史第二巻通説—p. 232.  
② 同 上 p. 601.

## 二 村落形成と産業開拓

明治維新の大業なり蝦夷地は開拓使設置と共に北海道と改名し、本道11国86郡に分割し行政確立と相俟つて拓殖移民の実を挙げんが為嘗つて徳川幕府の(安政6年)1859年の北方政策と同様国防的開拓経営の土地分与を行わんと1869年7月22日大政官布告を以て諸藩以下の分与の出願を懲罰したのである。然し水戸藩以下数藩のみが進んで嘆願書を提出し、これに応えたがその他は殆んど顧みるところがなかつた。それ故大政官は次の布達を發している。「北海道開拓の儀は兼て被仰出候通り即今の急務にて追々御手を被為者著候処何分全国の力を用いずんば成功無覚東依之別紙地所其藩へ支配開拓被仰付」<sup>①</sup>と斯様な強制的分与を行い、その結果一省一府25藩8士族2寺院に分割管轄せしめたのである。即ちこの地方は天塩国となり、留萌、増毛、苫前、天塩、中川、上川の六郡に分れ、同年8月天塩、中川、上川、苫前は水戸藩の領とされ、同年9月留萌、増毛の両郡は山口藩の支配を受けた。1871年行政の大改革となり、従来省、藩、寺院等の支配を開拓使に収めたが、1872年札幌開拓使庁を札幌本庁と改称、函館、根室、宗谷(1873年2月留萌に移し1875年

3月廃止) 浦河、樺戸の各支庁の六区域となし、当地方は宗谷支庁の管轄となつた。1873年2月全道を36区、160区の大小区割に分割され、留萌郡は第36区に属し、留萌郡戸長役場が全部を管轄する事となつたが、1879年7月2日大小区制廃止し郡区町村の編制確立し、1880年7月全道に郡役所戸長役場を開設し、郡長、戸長、郡区、村総代人を置き、1882年1月には下記に示す如く開拓使本庁管内86町301村の中に包含された。

第1表

国	郡区	町村	名 称												
天 塩 国	苫前	村	トマ マエ 前	シラシト マ リ	リキ 力	ビル 昼	ヤキ 焼	シリ 尻	テ 天	ウレ 売					
	留萌	村	オニ 鬼	シカ 鹿	テント カ リ	雁	サン 三	トマリ 泊	ルル 留	モツ ベ 萌	レ 礼	ウケ 受			
	天塩	村	サ 沙	ル 流	ホロ 幌	ノブ 延	テ 天	シオ 塩	エン 遠	ベツ 別					
	増毛	町	シヨ 暑	カン 寒	ハダ 畠	ナカ 中	シチ 七	デン 源	エイ 永	シユ 寿	ノ 野	ツカ 塚	イナ 稲	バ 葉	ベン 弁
村		ア 阿	ブン 分	シヤ 舎	グマ 熊	マシ 増	ケ 毛	ベツ 別	カリ 莉	イハ 岩	オ 尾				

第2表

町村名	戸長役場設置年月日	町村名	戸長役場設置年月日
増毛	明治10年	羽幌	明治30年
留萌	明治13年 郡役所の管轄	初山別	明治34年 羽幌より分村
苫前	明治13年 苫前外2村戸長役場	天売	明治35年 焼尻より分村
鬼鹿	明治13年	遠別	明治36年4月 天塩より分村
焼尻	明治13年12月苫前より分村	幌延	明治42年 天塩より分村
天塩	明治26年	小平	大正8年 留萌町三泊村より分村

1881年7月留萌郡役所は増毛に移した為、増毛郡役所となつた。1882年2月8日開拓使廃止三県制が施されたが、その後1897年道庁官制改正の結果郡役所は廃止され18支庁<sup>1)</sup>を置き増毛郡役所は増毛支庁となる、1911年末3区14支庁<sup>2)</sup>となつたが、1914年9月27日同支庁は留萌に移され、留萌支庁と改称今日に及んでいる。本地方に於ける聚落形成の主因は漁業の劃期的発展に依り進められ、他の産業の追従を許さず、運上金も東西蝦夷地の第一位を占め生産額の最高位は他に比するものなく、故に此等漁業に伴なう商業従事者の土着及び道外商人の店舗の設立等である。然し人口は漸次増加したが、此等を阻止し、商業の発展に大なる支障を齎していたものは場所請負制と複雑なる沖口役所の税制及び産物会所である。即ち請負人の特権とその専横は他の漁業者及び商業経営者の進出を圧迫するのみならず、開拓使の行政と合わず遂に請負制の廃止及び沖口役所の改称と沖口海官所規則の施行<sup>3)</sup>及び産物会所の廃止<sup>4)</sup>已むなきに至つたが一時にその機能を停止するには多くの経済的障害と困難を生ずる為、1869年9月28日の布達「当今、版籍返上相成候、御時節柄、従来商人ノ身トシテ諸場所土地人民ヲ始請負支配シ居候哉、名分ニ於テ不<sub>レ</sub>宜、今般被<sub>レ</sub>廢候。乍<sub>レ</sub>然撫育米ヲ始、漁獵ノ諸品等遠ニ引揚候テハ、差支候義モ有之候ニ付、現業ノ処ハ、年々漸々ニ致<sub>二</sub>変革<sub>一</sub>候様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候条、心得違等不<sub>レ</sub>致様、下々ノ者共ヘモ態々可<sub>二</sub>申達<sub>一</sub>候事。」<sup>5)</sup>となり、漸次旧制度の障害を一掃するに至つた。斯様な措置は当時としては大英断にして請負人の打撃は殊に大き

北海道商業史

く、家財を失うもの数多く出たが、その善後策として漁業を継続するものに限り漁場持として許可され栖原平七が命ぜられたが、漁場持は依然として旧制度を固守したので1876年これを廃止、1877年より新たに出現するものに対して実地調査の上割渡する事にしたのである。かくて民間企業の進出目覚しく商況著しく活潑化し増毛を中心として当地方は急激に人口が増加し本道に於いても有数の市街を形成するに至つた。即ち1879年酒井忠部の北地履行記の中に当時の模様を窺い見る事が出来る。「……斯くて稚内、天塩も未だ街区を作す迄には至らず、苫前に来りて、漸く病院、郵便局、駅通、旅舎、貸座敷、荒物商店皆具はりて三十戸の枉屋根が見られ旅商人入込みて根室以来始めて、村市の景気があると特記している。次いで、留萌は未だ猥雑の域を脱せざるも増毛は市街繁華、書店、風呂屋皆具はり、貸座敷数十戸に芸娼妓六十人を擬する盛況振なる一面を示し、続いて浜益が青森、福山、函館地方よりの移住者によりて、地方市街としての諸要素を具備せることを示している」<sup>9</sup> 此等を合わせ下記に示す表にそのすべてを知る事が出来る。

第3表 天塩国戸数表

1873年	明治6年	寄留(純轄各管内)	198	本籍	525	計	723
1874年	7年		228	〃	525	同	753
1875年	8年		224	〃	520	同	744

第4表 本道戸口表(1880年)

	本籍 (名)	口	男女別	一平 戸均	男女比	寄留 (戸)	口	男女別	一平 戸均	男女比
札幌市街	950	2,910	男 1,555 女 1,355	3	1.1 1.0	442	4,429	男 3,493 女 936	10	4.0 1.0
若竹町 (小樽)	29	163	〃 68 〃 100	5	1.0 1.5	4	236	〃 221 〃 15	60	1.47 1.0
勝納町 (小樽)	30	146	〃 68 〃 78	5	1.0 1.0	4	231	〃 216 〃 15	60	1.44 1.0
浦河村	56	168	〃 87 〃 81	5	1.1 1.0	16	255	〃 206 〃 49	16	4.0 1.0
留萌村	55	107	〃 49 〃 58	2	1.0 1.2	10	468	〃 296 〃 72	47	5.0 1.0
増毛市街	145	462	〃 246 〃 216	3	1.1 1.0	25	1,198	〃 946 〃 252	48	4.0 1.0

以上の如く第3表に於いては人口の増加殆んどないのみならず1875年に於いては却つて減少している。此等は旧制度崩壊による一時の部分的経済破綻により景気下向し人口移動の停滞が見られ、その後漸次回復している。今此等の状態を留萌村の戸口表を通じて見る事が出来る。

第5表

年次	戸数	人口	年次	戸数	人口
(明治11年)			1884年	166	856
1878年	150	667	1885年	175	892
1879年	155	688	1886年	162	1,121
1880年	123	546	1887年	154	815
1881年	164	551	1888年	204	809
1882年	171	872	1889年	231	914
1883年	162	826			

藤波信成

年次	戸数	人口	年次	戸数	人口
1890年	315	1,260	1896年	427	2,049
1891 "	292	1,404	1897 "	452	2,115
1892 "	413	1,328	1898 "	584	2,738
1893 "	462	2,141	1899 "	593	3,787
1894 "	452	2,098	1900 "	837	3,942
1895 "	468	2,176	1901 "	1,136	4,690

第 6 表

郡		昔 前		留 萌		増 毛		計	
年	業種	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
1889	農	0	0	1	1	1	3	2	4
	工	0	0	0	0	0	0	0	0
	商	2	3	1	1	3	5	6	9
	漁	10	27	13	46	34	84	57	157
	雑	8	8	0	0	16	56	24	64
	計	20	38	15	48	54	148	89	234
1890	農	0	0	1	6	5	22	6	28
	工	0	0	1	4	0	0	1	4
	商	2	9	3	5	15	67	20	81
	漁	16	67	28	86	27	99	71	252
	雑	2	7	3	10	7	18	12	35
	計	20	83	36	111	54	206	110	400
1891	農	0	0	1	4	0	0	1	4
	工	0	0	0	0	0	0	0	0
	商	1	6	8	21	34	108	43	135
	漁	35	141	27	113	30	105	92	359
	雑	4	17	4	10	2	2	10	29
	計	40	164	40	148	66	215	146	527
1892	農	0	0	0	0	5	12	5	12
	工	1	1	0	0	3	6	4	7
	商	1	4	0	0	8	37	9	41
	漁	15	74	42	188	29	174	86	436
	雑	6	17	6	17	14	44	26	78
	計	23	96	48	205	59	273	130	574
1893	農	6	23	13	46	9	37	28	106
	工	1	1	5	12	0	0	6	13
	商	8	20	18	45	26	93	52	158
	漁	65	276	34	115	40	210	139	601
	雑	15	26	27	72	2	9	44	107
	計	95	346	97	290	77	349	269	985

北海道商業史

郡		昔 前		留 萌		増 毛		計	
年	業種	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口
1894	農	15	60	15	63	19	89	49	212
	工	2	5	6	17	0	0	8	22
	商	12	34	10	28	4	24	26	86
	漁	61	269	36	139	54	338	151	746
	雑	27	64	12	40	14	41	53	145
	計	117	432	79	287	91	492	287	1,211
1895	農	21	82	28	118	11	35	60	235
	工	2	7	7	17	1	3	10	27
	商	4	10	11	29	23	95	38	134
	漁	52	197	28	139	66	316	146	652
	雑	21	43	10	19	43	216	74	278
	計	100	339	84	322	144	665	328	1,326

1880年の戸数が前年より減少したのは、出稼漁民の増毛への移動と郡役所移転の影響と思われる、又1883年が前年より戸数減少したのは清仏国開戦の為清国向け海産物商品の輸出が大打撃を受け漁獲生産物の大暴落の為、出稼漁民の移動が見られる。又1886年の戸数が前年より減少しているが、人口は229名も増加している。此等の原因は1884年からの不景気が1885年に頂

点に達した為、多くの網元は操業を中止及び転出、或いは更に大資本の網元に併呑されたが、今年に入り商況回復した為商人及び出稼漁民の移動が認められ、人口増加を齎したものと思われる。又1893年の戸数は前年より49戸の増加を示すに人口は813名も増加しているが、此等は海産物の大豊漁による、出稼漁民及び商業専従者農工開拓移民の大移動によるものであり、次の表にそれを見る事が出来る。

第7表 山口藩開拓実績

郡	留 萌	増 毛
年		
(明治3年) 1870年	2.3町	4.4町
1871年	5.5町	8.0町

第8表 来住者職業別戸口表

年 度	1893年(下半期)										1894年(上半期)													
	農業		漁業		工業		商業		雑業		合 計		農業		漁業		工業		商業		雑業		合 計	
	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口
山 形	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	3	4	2	8	3	25	2	2	0	0	0	0	7	35
秋 田	0	0	2	8	0	0	1	2	1	4	4	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
石 川	3	12	0	0	0	0	1	1	2	2	6	15	1	2	2	1	0	5	0	4	0	2	3	14
青 森	0	0	3	5	1	3	1	3	4	10	9	21	5	43	8	22	1	5	1	2	1	7	16	79
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2												
福 井	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	1	2	0	3	0	0	1	6
和 歌 山	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5												
富 山													0	1	0	1	0	0	1	9	0	0	1	11
岩 手													1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
合 計	5	21	6	14	1	3	4	7	11	22	27	67	9	57	13	50	4	15	5	21	1	9	32	152

1894年戸口が減少しているのは日清戦役の爲、清国向け輸出停止と船舶の徴発の爲海運界は停滞し商況不振となつたのであるが、翌年一般の景気良好となる。1896年戸口の減少は秋に至つて景気後退して不況となり、1900年北清事変の清国向け輸出増大は1901年の急激な人口増加となつてゐる。然し此等を実証的に裏付出来る資料は未だ嘗つて何一つ見当らない。故に古老の言と当時の断片的資料を基礎に推定せざるを得ない。然しこの地方に於ける産業が第6表の如く漁業のみに依存している事実を考察するならば、景気変動の長期的波動は勿論短期的波動の内外両因子に大きく影響する事は勿論当然と言わなければならない、他の管内とは自ら異ならざるを得ないのである。農工業は増毛郡を除いては、1892年まで殆んどみられず、1893年に至つて漸く三郡に亘つて開拓されたが、此等は明治2年以來の山口藩の開拓政策<sup>5)</sup> 当時と何等変らず、そのみならず第7表及び第8表に見る如く何の進展をもなして居らぬ事實は、この地方の拓殖計画の脆弱性と適応性に欠けて居り、今日の工業立地の条件から分析すれば当然と言わねばならぬ。

① 新選北海道史第二巻通説 一 p. 357.

② 新選北海道史第三巻通説 二 pp. 148—9.

③ 新選北海道史第三巻通説 二 p. 771.

第一表 新選北海道史第三巻通説 二 p. 743.

第二表 北海道市町村行政区画便覧 昭和29年3月 北海道自治協会

第三表 留萌町史 p. 84.

第四表 新選北海道史第三巻通説 二 p. 733.

第五表 留萌市役所調査

第六表 留萌市役所調査

第七表 留萌町史 p. 83.

#### 〔註〕

- 1) 札幌、亀田、松前、檜山、寿都、岩内、小樽、空知、上川、増毛、宗谷、網走、室蘭、浦河、河西、釧路、根室、紗那（北海道小誌 大正2年 p. 144）
- 2) 札幌、函館、檜山、後志、空知、上川、増毛、宗谷、網走、室蘭、浦河、河西、釧路、根室、札幌区、函館区、小樽区（同上 p. 145）
- 3) 沖口役所の廃止に伴い1870年正月海官所と改め、同年12月又海関所に改め、1875年船政所と改称、函館、幌泉、寿都、手宮の新設、沖口海官所規則は1869年12月發布され1970年正月施行された。これにより旧幕以來の税目の繁雑を除き運輸交通及び産業の不便を一掃するに至つた。
- 4) 産物会所は税法の苛重と検査の煩雑は1872年に向う3年間外国貿易を除き本道移出入税免除の特典を与えるに及んだのでこれを機会に東京、大阪、兵庫、敦賀等の会所を閉鎖したのである。
- 5) 明治2年開拓移民の増加と道路開鑿山道の修繕、橋梁の架設及び不毛地の開拓、米国式捕鯨船の購入、翌3年農漁業の産業開拓及び留萌郡の石炭採掘鉞夫の招致及汽船の運漕、請負人の独占禁止等であるが実際には漁業中心の開拓政策であつた。

### 三 産業振興と商業政策

開拓使10年計画の推進が産業を助長し、その振興と商業の発展を導いた事實は、ある程度認めねばならぬが、すべてを是とするわけにはいかぬ。即ち産業の中心が水産であり、本道の此特殊性を認めるとはいえ農工政策にその跛行的欠陥を内蔵しているのを見逃す事は出来ないのである。その後1882年三県一局制となり、開拓使の政策と異なる拓殖事業を主体とする植民及び山林の事務等を農商務省及び工務省の管理となし、一切を農商務省中の北海道事業管理局で管理せしめたのである。然し行政機構の不統一と拓殖政策の無計画化は事業半ばにして挫折し、1900年より北海道10年計画が実施されたが、計画の不完全及び財政貧困及び日露戦争の原因により遂に1909年で打切られ、緻密な計画の下に1910年より第一期拓殖計画の実行となつたのである。この管内の産業が前述した如く漁業中心であり、1889年に於いてはじめて農工業の萌芽が見られたが、漁業の優位性は

北海道商業史

他の産業の開発を進捗せしめる素地をつくり得なかつた。農業に於いては1881年開拓使終期の本道耕地は2万余町歩農産物価格100余万円で、本道総生産額の約950万円に比すれば1割強で、主産の水産物総額710余万円に比すれば7分の1に過ぎない。又この地方に於ける農業の歴史も古く開拓使事業報告<sup>1)</sup>中にも見られたが、1866年、1869年の凶作に会い水田を廢すると共に留萌、増毛の水田も庄内藩の引揚により自然と廢止され、畑作物中心となつた。即ちその種類も粟、稗、蕎麥、大豆、小豆、胡麻、大根、瓜類、菜類、煙草等が栽培されたが、その中煙草は1884年田中某の煙草栽培休業届が出され、又規定耕作地以外に栽培するものがあり、その為1897年勅諭第396号を以て規定区域のみ耕作すべしとの通告が發せられている。今下記に掲げた図表は開拓使10年計画終了後の1882年の留萌外二村及び1886年から1901年までの留萌、増毛、苫前三管内の農産物生産高を分析検討するならば自ら当時の發達既況を知る事が出来る。

第9表 農産物収獲高(1882年)

種 類	村	留 萌 村		三 泊 村		礼 受 村		合 計 高
		播種反別	収 獲 高	播種反別	収 獲 高	播種反別	収 獲 高	
大 麦		町反畝歩 1.25	石斗升合 1.9.5	町反畝歩 2.04	石斗升合 1.0.0	—	—	石斗升合 2.9.5
蕎 麦		2.8.00	2.1.2.0	—	—	—	—	2.1.2.0
大 豆		2.8.0.00	33.4.0.0	3.05	7.7.0	反畝歩 4.00	石斗升合 1.2.0.0	35.3.7.0
小 豆		2.3.00	4.1.2.0	5.00	9.3.0	—	—	5.0.5.0
虹 豆		1.12	2.1.0	5.03	1.2.4.0	1.00	3.5.0	1.8.0.0
豌 豆		.23	2.1.0	.25	5.0	—	—	2.6.0
馬 鈴 薯		3.7.25	29.0.0.0	2.3.00	30.0.0.0	1.2.00	13.9.0.00	72.0.0.0
大 根		1.5.0.25	57,000本	7.5.02	9,530本	4.2.90	5,200本	71,730本
人 参		8.20	820	.25	600	—	—	1,420
牛 蒡		9.10	3,900	4.15	2,800	—	—	6,700
茄		7.25	3,130	1.5.15	8,500ヶ	8.07	3,200ヶ	14,830ヶ
甜 瓜		.23	113ヶ	3.03	205	—	—	318
胡 瓜		7.12	3,400	5.03	2,950	2.00	890	7,240
西 瓜		.08	53	3.00	32	—	—	85
南 瓜		5.25	325	3.18	366	3.00	218	909
夕 顔		—	—	.21	40	—	—	40
百 合		—	—	.15	20	—	—	20
葱		3.22	590把	2.00	178把	1.05	120把	888把
韭		.07	72	.13	15	—	—	87
紫 蘇		—	—	.02	9	—	—	9
甘 藍		.25	185ヶ	.18	20ヶ	—	—	205ヶ
林 檜		果樹畝 39本	—	7	—	3	—	49
李		2	—	0	—	2	—	4
桜 桃		2	—	0	—	1	—	3
梅		13	—	0	—	0	—	13
桃		0	—	0	—	2	—	2
杏		0	—	0	—	1	—	1
梨		62	—	12	—	9	—	83

又開拓使 10 年計画による、1871 年からの官営工業の設立は、本道の拓殖事情による自給自足を前提とし、速なる産業振興を図つたのである。即ち官設工業は民間工業を指導し保護助長の立場にあつたが、官営工業の営利を度外視した<sup>2)</sup>工業経営は一時的には却つて民間工業の発展を阻害するのみならず抑制したのである。然し移民増による急激な人口増加は、本道工業製品の需要大となり、これに伴なつて民間工業も漸次発達するに至つたのである。官設工業の種類も多く、味噌、醤油、藍、鞣皮、木工、鉄工、挽材、煉瓦、石、石灰、紙、馬具、生糸、機械、造船、漁網、葡萄酒、麦粉、菜種油、肝油、縮詰、鯨搾粕、鮭燻製、燃寸等で工場数 30 余箇所及び内務省直営の製糖所 1 であつたが<sup>3)</sup>、此等の工場は設立要旨から見ても飽迄も本道工業の基礎であり、民間工業の指導的役割を充分果たすべき使命を持つていたのである。即ち開拓使は 1878—9 間に 5 箇所の払下げ<sup>3)</sup>を行い、民間企業の充実と共に漸次払下げを考慮していたが、1880 年 11 月政府の工場払下げの主旨に基づいて開拓使は工場払下げ概則を発令し「工場勧誘の爲政府に於いて設置したる諸工場は、其組織整備して当初の目算の事業漸く挙がるに従い、官庁の所有を解いて之を人民の営に帰すべき者」<sup>4)</sup>により 1881 年払下げの許可を与えたが実施されたのは、根室製革所、歯舞昆布精製所の二つを数えるのみで、その他函館製革所、茅部鱈肝油製造所、茂辺地煉化石製造所及び休業中の石灰製造所を希望者に貸付した為、1882 年開拓使廃止される時には既に官設企業の数は減少していたのである。

留萌管内の工業は前述した如く漁業中心の爲石狩、空知、上川等の本道中央部の農工産業の振興は見られず、当管内に於ける官営企業はなく僅かに生産的なものとして醸造業がその代表的なものであり、北海道庁となつた 1886 年初めて調査表が出来上り職業別人員としての工業は主として生産的な職業を指し、今日の如き単一の純然たる工業経営をなすものでなく兼営で数種類のものを兼ねている場合が多く、その何れか主な一つが選ばれて登録され、今日の工業よりも広範囲に扱われていたのである。今統計を掲げ当時を偲ぶ事が出来る。

第 11 表 工業醸造物 (1886 年)

種別	第一類		第二類	第三類			
	清酒	濁酒	焼酎	白酒	味淋	密柑酒	桜酒
苦前	—	44,180	○	○	○	○	○
留萌	42,316	18,825	○	○	○	○	○
増毛	966,118	91,771	16,220	○	○	○	○

第 12 表 工業等に係る業 (1887 年)

郡	種別 性別	飲食		身装		建物							家具				金物			其他 以上の に属せ るもの 計	合計							
		酒 醸造	菓子 製造	和服 仕立	洗濯	理髪	大工	船大工	左官	石工	瓦葺	屈根屋	塗方	土師	指物師	時計師	経師	提灯師	桶取			鍛冶	鋳物師	ブリキ細工				
苦前	男	3	0	3	0	6	6	17	9	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	42	
	女	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		9
留萌	男	2	1	3	0	8	8	14	8	0	0	3	0	0	0	25	1	0	0	0	0	0	1	4	1	0	5	42
	女	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
増毛	男	7	8	15	2	5	9	10	30	5	2	3	1	1	4	56	0	1	1	2	7	11	9	2	1	12	103	
	女	0	0	0	1	3	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7

第 10 表

種別	郡	留																增																毛		
		明治19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	明治19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	明治19年	20年	21年
作付反別	梗米	町反								0.1	1.0			8.7	0.4	0.3	8.4									0.3	0.7			3.5	3.5	4.6	4.8			
	糯米													—	—	—	—													—	0.5	—	0.3			
	陸米													0.5	—	—	0.4													—	—	—	0.2			
	大麥	0.4		0.2	0.3	1.6	1.6	1.6	0.4	7.1	1.9			11.2	10.2	16.0	102.2	2.0	3.0	0.3	0.6	0.1	2.3	2.3	5.0	6.9	10.7			10.3	11.0	13.0	68.8			
	裸麥	—		—	—	—	0.3	—	2.2	4.7	3.0			16.5	144.5	139.6	92.0	—	—	—	—	—	0.2	0.2	0.1	1.6	4.2			9.8	10.0	12.0	64.0			
	小麥	—		—	0.5	—	6.0	4.0	0.4	0.9	0.7			4.8	31.4	3.4	210.2	1.0	1.0	0.1	—	0.1	0.5	0.4	0.6	3.7	5.5			7.2	9.0	9.8	19.3			
	燕麥									0.2	0.3			30.6	63.3	—	—									6.6	4.7			8.5	38.2	—	—			
	大豆	1.9	0.9	1.2	2.0	6.6	6.6	8.9	9.6	28.5	29.4			133.0	143.0	277.0	335.0	3.2	3.9	5.1	10.0	16.4	16.4	15.1	20.2	29.1	50.1			69.5	37.5	130.8	156.9	2.0		
	小豆	0.8	0.8	0.7	0.8	3.4	3.4	6.3	6.8	23.4	23.4			100.0	232.4	330.4	33.0	1.7	0.9	1.7	1.6	4.7	4.7	4.5	11.2	16.3	34.2			48.8	90.0	135.1	135.0	0.1		
	豌豆	1.0	—	—	—	—	—	0.2	—	1.8	4.0			29.0	42.0	—	—	—	2.0	1.0	—	—	0.1	1.4	—	4.3	4.3			9.2	27.0	—	—			
	虹豆	1.0	—	0.2	—	—	—	0.4	—	3.9	—			39.3	500.0	—	—	—	1.7	1.3	—	—	—	1.4	—	—	—			—	42.0	—	—			
	蚕豆	—	—	—	—	—	—	—	—	0.6	—			—	6.7	—	—									2.2	2.3			3.8	—	—	—			
	蜀黍	—	—	—	0.1	0.1	0.3	3.2	4.5	0.6	7.9			—	—	—	—	—	2.0	0.1	0.6	0.7	1.9	1.1	3.6	10.2	6.9			—	—	—	—			
	蜀黍	0.1	0.5	0.5	0	—	—	—	—	—	—			1.0	4.0	—	—	0.6	—	0	0	—	—	—	—	—	—			—	29.0	—	—			—
粟	—	—	—	0	—	—	—	—	1.5	5.4			11.0	34.3	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—			9.3	14.8	—	—			—	
大馬鈴薯	1.2	—	—	0.3	1.3	1.3	3.3	4.0	17.3	17.7			70.0	32.0	—	—	2.9	2.3	2.0	1.7	4.8	4.8	4.0	16.2	42.3	49.2			60.5	77.0	—	—	0.5			
大馬鈴薯	2.0	3.7	4.8	7.5	38.5	50.1	53.5	54.2	68.9	65.3			106.2	208.0	—	—	4.4	6.1	6.5	15.5	19.1	17.4	14.9	19.5	20.6	60.5			135.0	112.3	—	—	2.1			
蕎麥	1.0	1.2	0.8	0.7	0.9	2.1	3.3	3.8	20.1	21.3			—	—	—	—	8.8	7.0	0.7	2.2	2.7	5.9	5.6	1.0	16.6	31.6			—	—	—	—	3.0	2.0		
藍													49.1	256.6	817.1	567.5													—	—	6.7	8.0	2.0			
													2.0	—	—	—													—	—	—	—				
收穫石	梗米	町							2	19			104	2	2	97									6	19			81	56	64	77				
	糯米												—	—	—	—													—	6	—	5				
	陸米												6	—	—	4													—	—	—	3				
	大麥	5		3	3	24	28	35	11	39	40			58	61	174	1,278	2	4	5	6	1	27	26	64	83	293			143	164	163	826			
	裸麥	—	—	—	—	—	6	—	17	129	37			86	836	885	1,173	—	—	—	—	—	2	2	1	20	91			132	147	144	513			
	小麥	—	—	—	6	0	7	4	5	26	7			22	157	43	2,628	1	1	1	0	1	5	4	7	13	110			80	95	98	193			
	燕麥									5	6			275	650	—	—									196	114			81	420	—	—			
	大豆	16	12	7	13	67	67	88	48	434	463			1,197	1,277	3,324	1,155	39	48	46	115	212	212	200	107	490	1,169			688	1,277	1,504	1,805	2		
	小豆	5	10	5	4	25	25	53	25	301	316			920	2,296	3,271	1,351	13	8	3	12	58	58	28	30	384	540			439	900	1,350	1,377	1		
	豌豆	1	—	—	—	—	—	2	—	26	17			261	—	—	—	—	3	1	—	—	30	42	—	38	86			86	—	—	—			
	虹豆	1	—	2	—	—	4	42	—	52	—			314	409	—	—	—	22	9	—	—	—	42	—	—	—			—	270	—	—			
	蚕豆	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—			—	61	—	—									26	38			30	—	—	—			
	蜀黍	—	—	—	2	1	5	7	18	9	27			—	—	—	—	—	6	3	8	7	20	6	8	304	88			—	—	—	—			
	蜀黍	—	—	—	0	—	—	—	—	16	56			102	457	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—			92	145	—	—	—		—
粟	2	—	—	2	23	23	54	38	227	242			763	282	—	—	43	34	19	10	78	78	123	127	2,082	793			666	1,155	—	—	6			
大馬鈴薯	105町	320	410	19,225	54,600	79,680	85,000	78,420	4,753	4,696			220	—	—	—	23	549	598	24,980	25,117	47,602	21,812	3,596	3,405	3,424			—	—	—	—	105			
大馬鈴薯	6	11	6	5	10	21	39	2.7	259	470			—	—	—	—	79	7	7	19	31	62	60	2.1	205	667			—	—	—	—	3	2		
蕎麥													49.1	205	10,622	2,562													—	—	99	118				
藍													400	—	—	—													—	—	—	—				
蜀黍	1	4	4	0	—	—	—	—	—	—			10	52	—	—	7	—	—	0	—	—	—	—	—	—			—	305	—	—	—		—	



鉱業は1869年9月山口藩の管轄後当藩の開拓政策の一に「留萌郡山中石炭開掘の爲人員を繰入れた事等」<sup>⑧</sup>を上申しているが、当時の資料が見当らず採炭概況を知る事が出来ない。その後1873年4月石橋大主典等の鉱山検踏による復命書によれば「増毛郡暑寒別、留萌郡ユフトロップ、ホフケシヨマ、オヘラシベツ、天塩郡クオナイ等に炭脈あるもこれを開坑する価値なし」<sup>⑨</sup>と記している。1875年4月従来の開採略則を廃し日本坑法に準拠すべき稟裁を経て、札幌本庁が全道の鉱山を総轄する事になり、留萌管内もこれに含まれたが、本庁の採炭計画地から除かれているのは石橋大主典等の復命書にのみ依存したものは思われぬ。即ち此価値広々の原因を考察するならば結局運輸交通の両面に於いて、開坑に莫大な資本を投ぜねばならぬ事と石炭の生産費を考慮したものと見るのが妥当である。此等の炭礦中今日採炭されているものは、天塩炭田の中留萌炭田、羽幌炭田、宗谷炭田中、幌延炭田の三炭田で、留萌炭田中主なるものは大和田炭鉱で羽幌炭田は天塩国苫前郡の中部にあり、羽幌市街地の東若くは北方3里乃至4里半に位し、鷲峰「セタッコナイ」(瀬滝内)の両炭坑が開坑されたが、幌延炭田と同様交通不便の爲発展せず到大正年間に至つたのである。然し乍ら明治、大正を通じ、操業成績の代表的なものは大和田炭鉱で第一坑は1903年金喜炭鉱として、第二坑は1901年斎藤炭鉱として開坑、その後1911年10月大和田炭鉱株式会社に買収され、1918年11月鉱業権者大見首太郎に渡つたのである。当炭鉱は留萌線大和田駅より7丁の近きに在り、此間の交通は馬車軌道にて行い、留萌港を控えて誠に鉱業発展の条件を具備していたのである。日露戦争後鉱業界の好況に伴ない、民間の投資が盛んに行われ、石狩炭鉱株式会社及び榎本武揚、吉田三郎右衛門等の留萌炭鉱株式会社が設立されるに至つた。その他泥炭も道内有数の主産地として、天塩国天塩郡が挙げられ、天塩油田も近時有望視され、苫前郡羽幌村初山別村、留萌郡留萌町、天塩郡幌延村等である。硅藻土は天塩国天塩郡遠別に産し、道内主産地の中に加えられている。又砂金は天塩国天塩川上流(苫前郡初山別村、羽幌村)に産し、1901年本道総生産高258貫234匁(1,009,700余万円)に上りその中の屈指に数えられている。1907年以後財界の不況に伴ない、多くの企業は、休業閉鎖及び解散相次ぎ、殊に石炭業は生産施設を拡張整備した後に海運界の不振に遇い、石炭の生産過剰は価格を益々下落せしめたのである。然し1912年に入り鉱業界は漸く回復し、1913年石炭騰貴した為、輸出活況を呈するに至り、1914年迄本道の最高29,000人、最低14,000人の約20,000人の入込坑夫があり、その後1万人余に減少している。又同年7月第一次欧州大戦の勃発により漸次経済界は景気下降し、第13表の1916年に此傾向があらわれている。即ち不況期による炭坑労務者の移動と、小樽港との海上交通にのみ依存せねばならず、運輸の不便及び冬期間の障害は殊に大きく、そのみならず大戦勃発による海運不振の影響の爲、全く他の主要炭鉱と較べものにならない程減産している。然し此等鉱産物は石炭を除き、明治、大正年間を通じ、殆んど会社組織による大資本の企業化は見られずに終つている。当管内の炭田の埋蔵量と本道最優秀炭田との対比を生産設備の拡大後の1913年の不況から1917年までの鉱業界回復迄についての統計を見るならば当時の態様を知る事が出来る。

第13表 本道主要炭田石炭産出量

年次 (年)	石狩炭田 (吨)	留萌炭田 (吨)	釧路炭田 (吨)	其の他 (吨)	計 (吨)
1913	1,915,912	24,130	62,869	23,898	2,026,809
1914	2,472,483	27,820	63,516	22,895	2,586,714
1915	2,483,628	39,042	73,927	14,955	2,611,552
1916	2,860,183	17,828	78,872	10,821	2,967,705
1917	3,574,433	44,433	69,268	26,506	3,714,640

第14表 1913年留萌管内炭田現在及び推定炭量並びに其賦存区域

炭田名	炭量種別	水準上 (屯)	水準下2000尺 (屯)	水準下4000尺 (屯)	総炭量 (屯)	総面積 (屯)
留萌炭田	現存炭量	18,000	135,000	—	153,000	約 14,582,400
	推定炭量	31,617,000	153,701,000	272,227,000	303,844,000	
苫前炭田	現存炭量	—	—	—	—	約 7,221,700
	推定炭量	9,797,000	48,089,000	96,178,000	105,975,000	
宗谷炭田 (天北)	現存炭量	—	—	—	—	約 13,679,600
	推定炭量	31,323,000	108,176,000	—	139,499,000	

水産業はこの管内の開拓の礎であり、又この管内発展の原動力であつた。然し前節で述べた如く場所請負人制度及び開拓使設置以来の物産税の税率の高き事、及び現品税納の検査の繁雜と時間の浪費は、漁業者の非難の対照となつたのである。即ちこの物産税は松前藩及び幕府直轄時代に於ける請負人と漁民との契約即ち二八或いは一九の慣習に依つたものである。然し此等は各地に於いて税率が異なり、現物納の不利等の条件があり、水産業そのものの発展を期す事が出来なかつた。かかる事態に陥るや1886年北海道庁設置され、本道拓殖の計を策し、水産事業の推進発展を図る為、現行税制の重税と繁雜を避けしめねばならぬとの見解に立ち、岩村通俊北海道長官の奔走により遂に1887年3月勅令第6号を以て水産税則を定め、従来の物産税、出港税を廃止、同年4月19日大蔵省令第6号を以て、北海道水産税則を定め、5月2日北海道庁令第45号を以て水産物営業人組合を定め、6月4日同庁令第58条により納期区別等の取扱方を訓令され、水産税則により納付すべき水産物の種類<sup>り</sup>を制定し、この水産物に課税その徴収の方法を長官は水産物営業人の組合を定め、これを各営業人に賦課したのである。又組合の税額は1882年から1384年迄の3カ年間本道に於ける該税品払下げを為した代価を平均して算出せしめたのであるが、1887年以後3カ年以上を経たものの中、北海道の全部又はその幾分かにつき水産物既定の価格、不当なる場合大蔵大臣は更に既往3カ年間の産出高並びにその売買相場を平均せしめたのである。その後1891年3月には大蔵省令第4号を以て北海道水産税の算出価格は1888年1月より1890年12月迄3カ年間、水産物平均産出

第15表 漁業戸口

郡 年	留 萌		増 毛		苫 前	
	専 業	兼 業	専 業	兼 業	専 業	兼 業
1886(明治19年)	144戸 218人	57戸 68人	302戸 302人	97戸 97人	199戸 423人	13戸 78人
1887(〃 20年)	178 506	49 88	159 459	9 12	210 526	17 91
1888(〃 21年)	246 661	38 145	306 605	23 79	228 639	46 116
1868(〃 31年)	821 —	429 —	429 —	565 —	— —	— —
1899(〃 32年)	970 —	— —	630 —	5 —	— —	— —
1900(〃 33年)	948 3,680	65 121	— —	— —	— —	— —
1901(〃 34年)	780 4,033	48 120	— —	— —	— —	— —

北海道商業史

第 16 表

年次	種別		建網	差網	引網	雜網	合計
	郡	名	(統)	(統)	(統)	(統)	(統)
1886	留	蒨	139	1,220	21	1	1,381
	增	毛	159	2,468	523	3	3,153
	苔	前	111	—	—	—	111
1887	留	蒨	204	1,130	352	6	1,692
	增	毛	152	4,032	655	—	4,839
	苔	前	112	1,975	—	—	2,087
1888	留	蒨	196	2,190	151	8	2,545
	增	毛	140	6,472	542	38	7,192
	苔	前	130	2,528	—	—	2,658
1889	留	蒨	189	3,354	6	8	3,557
	增	毛	140	9,800	521	—	10,461
	苔	前	161	2,994	—	—	3,155
1890	留	蒨	209	4,015	9	8	4,241
	增	毛	166	11,515	542	—	12,223
	苔	前	193	3,876	—	—	4,069
1891	留	蒨	254	4,582	180	10	5,026
	增	毛	181	12,768	628	4	13,581
	苔	前	239	4,093	94	—	4,426
1892	留	蒨	261	6,105	407	10	6,783
	增	毛	197	14,405	602	3	15,207
	苔	前	333	4,923	—	—	5,256
1893	留	蒨	244	9,810	337	10	10,401
	增	毛	259	12,768	472	10	13,509
	苔	前	367	7,901	854	—	9,122
1894	留	蒨	265	6,858	158	15	7,296
	增	毛	259	12,837	66	—	13,162
	苔	前	338	4,329	44	—	4,711
1895	留	蒨	237	11,671	3	—	11,911
	增	毛	231	12,861	—	—	13,092
	苔	前	466	10,537	—	—	11,003
1898	留	蒨	305	15,276	497	625	16,703
	增	毛	266	14,415	620	500	15,801
	苔	前	—	—	—	—	—
1899	留	蒨	291	16,484	3	470	17,248
1900	留	蒨	321	16,685	3	328	17,337
1901	留	蒨	265	16,685	6	309	17,265

高並びに売買相場により、これを改定 1892 年施行の公示と共に同年 1 月北海道庁告示第 5 号を以て各組合 1 カ年の税額が定められ管内の留崩漁業組合の定額<sup>5)</sup>が示されたのである。その後 1901 年 3 月 31 日勅令第 21 号を以て北海道水産税区令が發布されて従来の納税組合が廃止され、税区会が設けられ、区町村長がこれを管理する事になり、税区会議員は漁業者より選出し、その税区会に於いて、各自の負担額を決議して北海道の水産税を 38 万円と限定、前 3 カ年の収獲高に応じてこれを負担するという税則が定められ、この税則は最近迄実施されたのである。以上の税制の改革は旧来の陋習を一掃し、水産業に新時代を画し目覚しい発展を見るに至つた。即ち当管内の推移を第 15 表、第 16 表の統計を分析するならば当時の繁栄を知る事が出来る。

即ち第 15 表に於いて 1898 年兼業者が多数に上つたのは 1897 年の日清戦役後の経済界の不況と本道の水害凶作の影響を受け、物価騰貴した為、比較的有利な条件の水産業及び工業への生活維持の兼業を余儀なくせしめ、漁業への発展に惹かれ、専業となるものが増加し逆に兼業は減少したのである。即ち留崩に於ける翌年の専業者の戸数の増加を見れば瞭然である。漁業経営の発展は第 16 表に見られる如く、刺網、引網の漁法より、漸次大資本を要する建網の大企業に発展し、特に留崩、苫前両郡に於いて多数用いられ、又刺網は増毛郡に於いて盛んに用いられたのである。此等は魚類の漁獲法により網を選定しなければならない。殊に 1894 年の減少は日清戦役による船舶の徴用と海運界の不況と清国向け海産物の輸出禁止等で、大資本による建網の減少は特に目立ち、1898—9 の本道水害凶作の不景気に拘らず、漁業の発展は目覚しかつたが、1896 年 12 月の東京株式取引所の株価の大暴落と同時に大阪地方の銀行取付及び 1898 年 4 月の久留米銀行の支払停止に伴なうその影響は、本道にも波及して 1901 年 6 月小樽貯蓄銀行支払停止となり、経済的破綻を生ずるに至つた。故に大資本による建網の減少は必然である。当管内に於ける主たる水産物は鯨を第一とし、鮭、海鼠、鱒、鱈、昆布、鮑、鰈、石花菜、たらば蟹等で此等産額を 1887 年より 15 年間の統計を掲げ水産業の隆盛を見る事が出来る。

第 17 表

年次	品目									
	鯨	鮭	鱒	鱈	鮑	海鼠	昆布	石花菜	価格合計	
1887	石 16,297.000	石 1,122.218	石 98.230	石 128.105	石 112.449	斤 208.000	斤 2,857.500	石 616.944	—	—
	円 90,350.128	円 90,350.128	円 451.448	円 1,471.448	円 939.116	円 172.000	円 636.448	円 1,085.821	—	円 185,456.537
1888	21,273.345	2,166.951	42.017	107.118	135.728	322.250	3,150.500	370.038	—	—
	13,453.769	17,377.933	273.111	1,112.875	987.924	80.500	703.680	628.162	—	円 34,617.954
1889	22,674.850	1,259.167	131.634	164.995	195.840	608.500	2,325.000	584.728	—	—
	134,362.608	12,991.670	855.621	1,650.950	1,468.800	152.100	824.715	909.230	—	円 153,169.564
1890	27,234.193	1,337.400	121.217	112.355	26.688	—	3,431.250	503.908	—	—
	168,123.381	14,711.400	945.493	1,168.492	161.928	—	852.946	948.302	—	円 182,911.142
1891	22,874.693	1,468.783	96.533	75.540	58.105	203.500	5,635.000	978.384	—	—
	129,409.388	13,219.047	726.610	815.150	458.448	58.750	1,284.140	2,085.691	—	円 148,057.224
1892	19,725.021	1,176.667	83.618	125.879	154.250	644.000	3,460.000	1,283.255	—	—
	132,294.342	12,943.337	568.602	1,447.600	1,156.875	199.200	865.009	2,136.088	—	円 151,611.053
1893	30,583.035	908.650	61.433	205.200	183.750	1,511.000	3,349.250	1,502.281	—	—
	196,000.855	8,813.905	393.171	2,257.200	1,378.125	453.300	837.313	2,711.288	—	円 212,845.157

北海道商業史

品目 年次	鱈	鮭	鱒	鱈	鮎	鮑	海鼠	昆布	石花菜	価格合計
1894	石 20,160.622 円 123,719.394	石 253.383 円 2,280.447	石 119.342 円 799.591	石 192.019 円 2,112.372	石 169.022 円 1,381.372	斤 1,278.250 円 396.342	斤 4,471.500 円 1,095.493	石 2,462.136 円 3,500.306	—	— 円 135,285.317
	25,118.693 154,832.745	529.866 8,742.790	61.975 526.888	53.660 539.924	53.660 539.924	602.000 188.130	2,944.000 813.192	305.250 494.268	—	— 166,777.861
1896	24,823.839 223,030.631	383.000 6,511.000	70.000 1,120.000	49.826 781.458	35,479 426.200	— —	3,425.000 1,370.000	375.000 750.000	2,136.000 683.520	— 334,672.809
	23,767.850 213,910.650	300.000 5,250.000	36.000 576.000	82.313 1,352.200	341.875 3,671.650	16,500.000 5,867.400	35,625.000 24,250.000	780.000 1,310.400	2,180.000 654.000	— 236,842.300
1898	18,757.325 171,443.123	376.000 7,520.000	24.800 536.160	29.150 330.900	66.375 582.750	6,250.000 2,500.000	59,375.000 23,750.000	535.000 1,407.000	1,684.000 448.790	— 208,518.723
	15,428.260 158,295.082	440.000 7,680.000	43.000 559.160	10.125 172.150	85.250 825.950	585.000 233.750	20,648.000 7,209.300	280.000 1,819.720	693.000 286.000	— 177,081.112
1900	20,207.254 274,689.721	692.160 12,458.880	49.850 648.050	63.312 1,305.500	200.000 2,309.800	371.000 166.954	1,287.750 2,092.480	500.900 1,123.750	—	— 294,795.135
	33,745.567 240,238.610	524.983 12,447.766	12.260 122.600	51.687 1,398.400	256.000 4,096.000	800.000 250.000	11,860.000 3,787.410	1,200.860 3,930.875	723.500 243.001	— 266,514.662

明治維新による政治的変革は国民経済の破綻を生み、商業の不況は覆うべからざるものがあつた。政府は此等の不況の主因<sup>6)</sup>に対する速かなる処置をせねばならず、商業政策として1868年閏4月京都に商法司を設け商法会所に於いて商人の金融の便を図ると共に、同年5月商法会所の布達による「商法大意」により、株仲間組合を骨抜きにし、営業の自由及び1871年職業の自由を認め、商意識の昂揚に勉めたのである。1867年2月通商司が設けられ、同年3月商法司廃止され、通商司これに代り事務一切を承継し、我国の貿易の独立発展を助長せしめたのである。斯様な商業政策と並び開拓使の開拓政策は、本道の特色たる水産業をはじめ農畜林鉱工業の発展に主力を尽し、特に水産業の発達を阻害する旧制度の場所請負人の廃止及び税制の改革により漁業専業者は勿論出稼漁民、逐次増加してこれと並んで商人の移住があり商業経営をなす者漸く多数を数えるに至つた。然し此等の発展に最も大なる潜在的な貢献をなしたものは近江商人であり、本道生産物と本州生産物との取引の中心にこの名があり今日に及んでいる。内国貿易に於いては移出が大正初期迄水産物が第一で農工鉱畜等の順であつたが、第一次欧州大戦を契機として1915年漸く工産物の移出第一となつたのである。移入については日常必需品<sup>7)</sup>が多く特に玄米、白米、呉服太物、日本酒、漁網、砂糖、小間物等の日用品であつた。又「移出品の中海産物は阪神地方、新潟、四日市、尾ノ道、敦賀、兩羽、三陸を主とし、農産物は東京、大阪、神戸、四日市、新潟等。鉱産物は東京、横浜方面、林産物は東京、京阪方面」へ、又「移入品の中米穀は主として富山、新潟、青森等、呉服太物は東京、大阪等、酒、砂糖は大阪、東京等より、繩、筵は酒田、新潟、敦賀、佐渡、青森、秋田等」<sup>8)</sup>より移入された。日常必需品の移入の顕著なる事実は一般特殊工産物を除き移出品の大部分が小麦で、これは農産、鉱産の原料生産物であるが為であり、1916年には5,845万円、即ち移入総額の36.7%の比率を占め1919年には21,000万円、1924年には20,000万円を超え、1926年には22,230余万円に達し全

移入額の58.4%を占めている。外国貿易に於いては本道五大港<sup>9)</sup>を中心に行われ1886年輸出67万余円輸入5万余円で輸出の大部分は清国に対する水産物で、輸入は石油が大部分であつた。

北垣長官の12カ年拓殖計画案に増毛港の修築費265,253.20銭が計上されていたが実施されず、又園田長官の北海道10年計画に於ける河川港湾費中石狩川外11河川<sup>10)</sup>の地形測量、水準測量、水位及び流里観測を行い、函館外13港に於いて地形、深淺、鎖孔、潮流等の港湾調査の中苫前港のみが除かれ全部完了した。又函館、小樽、釧路、留萌、根室、網走の6港の修築が計画されたが、竣工したのは小樽港のみであつた。即ち日露戦争の影響とはいえ当管内に於ける重要な運輸施設の整備は何一つ達成されずに終つたのである。又共同事業助成金により産業組合、土功組合を補助育成し産業の振興を計ると共に一方には産業奨励費が計上され、その中に商工奨励費、植民事業調査費が含まれ、生産物の販路の調査、交通機関の整備と共に商工業に関する調査及び当時者に対する報告及び勧誘、本道金融の概況及び産業に関する調査資料等の配布に費され、拓殖の進歩につれ各植民行政に対する資料の整備及び起業者の参考として移住者の事蹟調査を行い、牧畜、混同農業、農業経営の実態調査を行つて産業の発展の原動力となる移住人口の質的向上を計つたのである。然し此等前二つの計画案は日清、日露両戦役の影響を受け工礦業の目覚しい進展を見たが、輝き成果を挙げる事が出来ずに終つている。その原因を莫大な戦費に帰しているが、此等は妥当な見解とも思われぬ。即ち部分的にそれを認めるとしても拓殖計画案の脆弱性と緻密なる包括的計画の欠除によるものである。ここに於いて1910年以降第一期拓殖計画による綿密周到なる遠大な理想実現を画し、1910年度総経費7,000万円<sup>11)</sup>を以つて着手するに至つた。此計画案に於ける羽幌、天塩両港の港湾調査事業は1913年完了、又当管内の築港事業は留萌港のみで1910年度以降1921年度12カ年の継続事業として、総工費3,922,000余円なるも財政上の関係から6カ年延長され1927年度竣工予定とし総工費7,016,000余円にも増加し、ここに於いて管内唯一の商港となり、更に1914年の歐洲大戦を契機として、水産物、鉱産物、農産物の輸出は急激に増加し、特に歐洲方面、中国方面に輸出され、又一方国内需要の増大に伴ない商港としての留萌の位置は本道屈指の中に数えられ、これに引替えて増毛、羽幌、苫前、天塩の諸港は次第に漁業港となり、發展する余地を持たず今日に及んでいる。同年留萌線の開通及び大和田炭鉱の開坑は、本道中央部の路線と接続し、此等交通網の發展は販路を拡張すると共に商業の繁栄を齎し、工業立地の条件と並び上川、北見、十勝の方面に商業圏を確立するに至つたのである。

〔註〕

- 1) 「安政五年庄内藩士藤原周蔵等始めて今の優別に畑を開き蔬菜を播種す、六年留萌及び優別に水田五反余歩を開き稲を試植す。其莖二尺五、六寸に至るも、氣候の爲め登熟せず、試作連年好結果を得る能はず、遂に家を携へて国に帰る。由来耕作を事とするもの僅かに兩三戸に過ぎず。其の他は専ら漁業を営み、宅地の周囲に野菜を植るのみ、然るも逐年移民増加するに従ひ農事稍々盛ならんとす」(留萌町史 p.169)
- 2) 開拓使の工業の損益は1879年度には純益12,842円、欠損27,465円、差額16,223円これには専務官吏の俸給を含まず1880年度純益5,522円、欠損40,424円、差額34,902円、1881年度(自1881年7月至1882年1月)純益2,384円、欠損70,271円、差額67,887円(新選北海道史第三卷通説二 p.493)
- 3) 篠路味噌醬油醸造所、札幌味噌製造所、札幌醬油製造所、札幌馬具製造所、札幌製油所(新選北海道史第三卷通説二 p.490)
- 4) 第一類 生鯿、生鮭、生鱒、生鮪、生鱈、生鰻、生鮠、生鮓、海馬  
第二類 魚粕、乾身欠鯿、乾背割鯿、乾二つ割鯿、鯿鱈粕、塩鮭、塩鱒、塩鰻、乾鮓、乾鮠、乾鮓、乾河豚、煎海鼠、鰯、海扇殻、乾海扇、乾牡蠣、昆布、細布、布海苔、若布、銀杏草(新選北海道史第四卷通説三 p.1040)
- 5) 税額(価格百分の五)

	自明治21年1月 至明治23年12月	3カ年平均出石数	
7,905円759	261,116,937	158,115円197	(留萌町史 p.147)

- 6) 一、諸大名の参勤交代制の廃止による治安の擾乱。二、明治元年より同二年の凶作による恐慌（明治2年北海道東北は大凶作）。三、株仲間の解放。四、銀目廃止。五、幕府及び明治政府の御用金調達。六、蔵屋敷の廃止。七、藩債の処分等である。（学芸大学紀要第7巻第2号北海道商業史（空知編） p. 187）
- 7) 清酒、焼酎、味噌、醤油、麵類、煙草、絹、綿、毛織物、衣類（新選北海道史第四巻通説三 p. 720）
- 8) 外国貿易は函館港に限定されていたが1887年小樽港 1890年釧路港 1894年室蘭港が特別輸出港に指定 1891年には昆布、木材及び板を不開港に於いて外国通航の内国船に限り積載輸出を許可 1894年小樽港に於いて露領沿海州、薩哈連及び朝鮮貿易に限り邦人所有船舶の出入並びに貨物の積卸を許可 1899年7月小樽、室蘭、釧路の三港は外国貿易港 1910年6月根室港特別輸出港になる。（同上 p. 720—1）
- 9) 十勝、天塩、声間、留萌、釧路、後志、利別、太櫓、常呂、網走、湧別、鵡の諸川（同上 p. 302）
- 10) 植民費 6,424,619 円  
 産業費 2,817,727 円  
 道路橋梁費 25,455,903 円  
 土地改良費 2,420,328 円  
 河川費 10,283,255 円  
 港湾費 22,598,168 円（同上 p. 329）
- ① 新選北海道史第三巻通説二 p. 489.  
 ② 同上 p. 493.  
 ③ 留萌町史 p. 83.  
 ④ 新選北海道史第三巻通説二 p. 541.  
 ⑤ 同上 第四巻通説三 p. 718.
- 第十一表 留萌町史 p. 216.  
 第十二表 同上 p. 216.  
 第十三表 北海道産業発達史 p. 237.  
 第十四表 札幌鉱務署調査 北海道石炭鉱業会資料  
 第十五表 留萌町史 p. 161.  
 第十六表 留萌町史 p. 162. 建網 横8間、縦35間  
 第十七表 留萌市役所調査